

令和元年度第3回青梅市介護保険運営委員会議事要旨

1 開催日時 令和元年10月28日（月曜日）14時00分～16時30分

2 開催場所 青梅市役所2階201・202会議室

3 出席者

【委員】

篠田俊男、並木邦仁、田中三重子、藤本稔巳、石田信彦、久保朝子、青柳喜久江、江本浩、
田中三広、新井一夫、原嶋曜子

（敬称略・順不同）

【傍聴】

4人

議 事

事務局：皆様、本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまより令和元年度第3回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきます。

本日の委員会は、11名の出席をいただきました。委員の出席者数が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第52条の3により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の傍聴者ですが、4名おりますことを御報告いたします。

まず始めに、市長から御挨拶を申し上げます。

<市長挨拶>

事務局：市長につきましては、このあと、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

事務局：それでは、次第に沿って進めて参りたいと思います。

まず、本日の配布資料につきまして、確認をさせていただきます。

<配布資料の確認>

事務局：これからの進行につきましては、江本会長の進行でお願い申し上げます。

会 長：それでは、議題（1）報告事項、ア、令和元年度第2回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局：令和元年度第2回の議事要旨につきましては、9月9日に委員に原案をお送りいたしました。確認および修正期日を9月30日とさせていただきましたが、修正等の御意見はありませんでした。本日、「資料番号1」として配布いたしました議事要旨について、改めまして修正等がございましたら、御意見を頂戴したいと存じます。

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(質問・意見なし)

会 長 : それでは、次の報告事項に移ります。イ. 介護保険事業の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号2に沿った説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員 : 認定申請件数についてお伺いします。別紙3の(3)の月別集計の申請件数について、新規、更新および区分変更の全ての申請件数の数字が記載されていると思いますが、内訳の数字はわかりますか。

事務局 : 令和元年8月の数字は、新規が147件、更新が311件、区分変更が56件で合計514件となっています。新規は例月150件程度、更新は例月250件から300件程度、区分変更は例月50件から60件程度となっています。

委 員 : 区分変更申請を行う理由の中には、認定調査の調査内容にばらつきがあり、御本人様の実情と違った介護度が出てしまい、更新の結果が出たすぐ後に区分変更申請を行うケースがあります。最初から御本人様に合った適切な介護度が出れば問題は無いですが、異なる場合は、再度区分変更申請を行うということで、無駄な費用を使うことになってしまっていると思います。認定調査でサービス費用やケアプランにまで言及する調査員がいるということも聞いています。以前から認定調査員の研修をお願いしたいとお伝えしていました。認定調査員の調査内容を、青梅市として統一していただきたいと思っています。

また、今年の年末年始は9連休であり、令和2年1月の認定審査日数が伸びてしまう可能性があると思うので、ぜひ何らかの対応をお願いしたいと思います。

事務局 : 今年度も調査員向けの研修を計画しています。調査票についても、全件チェックをさせていただいており、今後も引き続き取り組んでいきます。

区分変更申請については、御指摘いただいた通り、実情と少し差があるというような御意見もいただいています。昨年と比べて、施設に入所されている方が、介護度が重すぎるため、軽くして欲しいという区分変更申請も増えている傾向があります。区分変更申請をされる際には、申請時の窓口で、御家族等に立会いをしていただくということをお願いしています。御本人様だけだと、調査時にどうしても頑張ってしまうと、普段できないこともできると答えてしまう場合もあります。その答えた内容が、介護の手間時間に反映され、介護度が決定されます。このため、申請の窓口では、御家族等の立会いをお願いし、御本人様の実情にあった介護度を出せるように取り組んでいきたいと思っています。

事務局 : 認定調査のばらつきについて、青梅市では、調査のポイント等を記載したチラシを作成し、周知させていただいています。この取り組みは、東京都からも、都内の他には無い事例であり、適正化に向けた良い取り組みということで評価をいただいています。ま

た、東京都では認定調査の内容について分析しており、青梅市はばらつきが少なく、精度が良いと評価をいただいています。

会 長 : それでは、次の報告事項に移ります。ウ. 地域包括支援センター事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号3に沿った説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員 : 措置での特別養護老人ホームへの入所についてお聞きします。虐待への対応として、措置入所があると思いますが、実際にどのような場合に措置入所を利用できるのでしょうか。なかなか利用ができないと感じているところがあります。利用実績についても教えてください。

事務局 : 特別養護老人ホームへの措置入所は、平成28年度までは年間1件程度ありました。平成29年度以降は、措置入所は無い状況です。

事務局 : 特別養護老人ホームへ措置入所するには、いくつか条件があります。一つ目は、本人が家族等の虐待または無視を受けている場合、二つ目は、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、三つ目は、入院して治療を受ける必要がない場合、以上の状態が全て該当する場合のみ、やむを得ない場合の措置を適用するという事で、東京都から指針が出ています。制度を適用するためのハードルが高く、他に対応できる余地がない場合の最終手段と考えています。

委 員 : 養護老人ホームには青梅市から何名ぐらい入所されているのでしょうか。

事務局 : 現在青梅市から20名の方が、措置により入所しています。

委 員 : 認知症カフェについてお聞きします。第7期介護保険事業計画において、市内で3ヶ所の認知症カフェを開催することとなっておりますが、現在の「うめカフェ」の開催状況はどのようになっていますでしょうか。また、より多くの市民の皆様に参加していただきたいと思いますので、輪を広げるためにどのような活動が必要か、お考えをお聞かせください。

事務局 : 「うめカフェ」については、昨年7月から奇数月に1度、定期的で開催している状況です。参加者数があまり多くないという報告は受けています。第7期介護保険事業計画においては、設置目標を3ヶ所としていますが、その目標に追いついていないところがあります。博仁会様が何か取り組みを始めるという情報は受けております。その他にも動きがあるということは聞いていますが、具体化はまだされていないところです。活動を広めるために、周知は図っていますが、広報だけでは足りないということがありますので、さらに周知に努めていきたいと考えています。

事務局 : 近隣自治体の取り組みを見ると、それぞれの地域で様々なお力をいただきたきながらカフェを行っているところがありますが、利用人数がなかなか伸びず、大変だということもあります。青梅市においては、青梅ネットの方でも定期的集まっていられるところもあり、どちらかという地域に出向いて参加できるところがあると思

っています。地域包括支援センターの職員で情報収集し、皆様の状況を把握しながら、認知症サポーター養成講座の中でボランティアを募って、その中で一緒にできることがあるか、計画を立てている段階です。

会 長 : それでは、次の報告事項に移ります。エ. 地域密着型サービスについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号4に沿って説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(質問・意見なし)

会 長 : それでは、次の報告事項に移ります。オ. 青梅市介護予防・日常生活支援総合事業における令和元年度介護報酬改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号5に沿って説明>

委 員 : 消費税率引き上げに伴う介護報酬改定ということですが、医療、福祉業界では、本来は10%の消費税をいただきたいぐらい、今困っているところです。微増の改定をいただいて大変ありがたいことだと思いますが、現場の話をすると、これぐらいの改定では赤字体質から脱却することができないというのが現状です。そのような中で、マイナス改定の話がありましたが、先ほどの説明で理由がよく分からなかったもので、説明をもう一度聞かせていただきたい。

また、この改定について、我々は9月18日の通知で知りました。これが10月1日に施行されるということで、せっかくこの介護保険運営委員会をやっているのだから、こういうことはぜひ運営委員会の中で検討いただきたい。以前からも事後承諾という案件がいくつもありました。こういうことをするという事は、市民の方も知っている必要があるし、しっかり議論をした上であれば、我々としてもいたしかたないということになると思います。我々が消費税で相当苦しんでいるということを会議の中で知っていただくということも必要なのではないかと思います。そのあたりのことをお聞かせいただきたい。

事務局 : 平成30年4月に介護報酬の訪問介護費の単価が下がりましたが、家事支援に特化したサービスの単価についても、介護報酬の単価にもとづき連動して算定していますので、その時に下げるべきでありました。その時に単価が下がっていれば、今回の改定では上がることとなりました。しかし、下げないまま高い状態としていたため、今回の消費税引き上げに伴う改定による見直しをした時に、高い状態の時よりも消費税率による引き上げによる単価のアップがなかったということになります。平成30年4月に、訪問介護費の単価が225単位から223単位に引き下がっています。大変申し訳ありませんが、平成30年4月の段階で市がそこを捉えておらず、今回の消費税引き上げに伴う見直しをする中で気が付き、正しい状態に戻したということです。そして、結果的にマイナス改定になってしまっています。

委 員 : なぜ運営委員会の議題に出さなかったのでしょうか。

事務局：我々が単価のことに気付いたのが前回の7月の運営委員会の後で、庁内で要綱改正の承諾を得たのが9月10日でありました。運営委員会の議題に出せなかったことについて、大変申し訳なく思っています。今後このような事務処理がないように対応していきたいと思っています。

委員：要綱改正までの間に運営委員会が無かったとのことではありますが、運営委員会は年4回しか行っていないわけですから、そのような事案が出ることもあるでしょう。しかし、せっかく委員の皆さんもいることですから、事前に委員にも通知をしてから、決定するのがよろしいのではないのでしょうか。

事務局：この件に関しましては、本当に申し訳なく思っております。改めるところは改め、基準に沿った対応をさせていただくことが必要であり、後になってしまいましたが、このような改定ということで御案内させていただいたところです。

この介護保険運営委員会は、知識経験者をはじめとして、各団体の代表の方々にお集まりいただいて、介護保険について御審議いただく場でございますので、事務局としてそれを改めて認識し、今後は早めに御相談させていただき、委員会の皆様に御判断いただくよう対応すると共に、利用される市民への周知が重要だということもありますので、今後しっかりと対応させていただきたいと思っております。

委員：36ページの表に単位と円の両方の表記がありますが、単位とはどういう意味なのでしょう。

また、現行相当サービスで週1回程度は1月につき1,172単位、週2回程度は1月につき2,342単位と、単純に倍ではありませんが、なぜこのような単位が出たのでしょうか。

事務局：単位について、国の基準で定めている介護サービスを利用する場合には、全て単位を使うことになっています。1単位10円が原則ですが、サービスによって、人件費が多いものとそうでないものがあります。それ以外にも、大都市圏の人件費と、地方の人件費に差があります。そのため、級地というものがあり、都心ほど級地は高くなります。このことにより、サービス毎に、1単位が10.68円や10.83円となるものもあります。青梅市は3級地ということで、約15%上乗せをしています。このように、地域によって1単位が10円でないことがありますので、国の基準のサービスの場合には、一律単位ということで表記しております。市が独自で金額を定めたものについては、円で計算をしているため、円単位で表記をしています。

また、現行相当サービスの単位は、市が独自の基準で定めているものではなく、国の基準の単位があり、それに沿って定めておりますので、このような単位となっております。家事支援に特化したサービスにつきましては、国基準を参考にしつつ青梅市で独自に単位を定めているものであり、週1回と週2回で倍とした単位となっております。

会長：それでは、次の報告事項に移ります。カ. 介護認定有効期間36か月の判定開始について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号6に沿い説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会 長 : それでは、次の議題に入ります。(2) その他でございます。ア. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定スケジュールについて、イ. 介護保険運営委員会における写真撮影等の許可について、ウ. 要介護認定等の区分変更申請受理に関する閉庁日の特例について、の3点が次第にあがっております。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 : ア. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定スケジュールについて

<資料番号7に沿い説明>

事務局 : イ. 介護保険運営委員会における写真撮影等の許可については、資料は用意をしております。

前回、第2回の介護保険運営委員会で御協議いただき御承認いただいた「青梅市介護保険運営委員会会議傍聴等取扱要綱の一部改正」について、協議の際に、撮影等の許可方法について御意見がありました。会議そのものは公開とする中で、撮影等の許可の対象については、事務局で検討するとお答えしたところです。

そこで、庁内における他の委員会や議会等での対応を調査させていただき、また、内部で検討した結果、許可については、「当面の間は、庁内の他の会議の運用や実績を考慮し、報道関係機関にのみ許可する」運用としたいと考えております。また、You Tube 等へのアップについても議論がありました。許可する場合は、「撮影等の目的ならびに使用方法について、事前に申し出を受けた場合のみ」と考えております。現時点ではあまり想定はしておりませんが、報道関係者以外のフリーのライターや、市民等からの申し出があった場合においては、改めて運営委員会の中で個々に協議し、委員会の中で決定することとしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

事務局 : ウ. 要介護認定等の区分変更申請受理に関する閉庁日の特例について、区分変更申請は、サービス請求の複雑化や利用者の利便性等から、介護度が変更となっても日割りで計算を行わずに済む月初めである1日付の申請が多くなっております。また、現在、青梅市の場合、1日(月初)に市役所が閉庁している日は、開庁している日に申請を受理し、受理した日付での処理を行っております。

今年度、第1回、第2回の介護保険運営委員会で御指摘をいただき、他市等との均衡を図るため、1日(月初)が市役所閉庁日である場合に限り、その直前の開庁日において、申請者等からの申し出があった場合においてのみ、1日付の申請として受理する特例の運用を実施いたします。

具体的には、12月1日が日曜日ですので、11月29日の金曜日に12月1日付の申請を受けます。また、1月1日も祝日になりますので、直前の開庁日である12月27日に、1月1日付の申請を受ける扱いを開始させていただきます。今後、市内の関係事業所に

周知をさせていただきます。

多岐にわたり恐縮ですが、事務局からは以上でございます。

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会 長 : 次に、4 その他でございます。その他、何かございますか。

事務局 : 本日配布させていただきましたチラシについて、こちらは西多摩広域行政圏が主催する講演会となっております。令和元年11月24日に、羽村市の生涯学習センターゆとろぎにて、地域包括ケアシステム講演会「西多摩で生きて逝く」ということで、講演やパネルディスカッションが行われます。そこで、青梅市から地域包括支援センターすえひろの水村センター長がパネリストとして参加する予定ですので、お時間がありましたらぜひ御参加ください。

委 員 : 今回の台風19号について、高齢者に対する情報提供ツールが少ないと思います。ホームページからは検索ができない、防災無線は聞き取りにくい、テレビも西多摩地域に特化されていない、市役所に電話で問い合わせをしても、自分で調べてくださいと言われてたという方もいらっしゃると思います。防災無線の聞き直しの電話番号を広報していただきたいと思います。高齢者でも分かりやすい情報提供をお願いいたします。

また、通所介護事業所連絡会としても、避難場所としての地域の高齢者や車椅子の利用者等を受け入れられるのか、各事業所で話し合い、今後検討していきたいと思います。各地域の自治会とも連携できればと思っております。車椅子等が無いため、市民センター等では対応が難しいことが、今後想定されるのではないかと思います。

委 員 : 今回の一連の台風や大雨によって、ケアマネジャーの専門職として、災害時の対応について、改めて考え直していかなければならないというきっかけになったと考えています。雨の中を、要介護者等の高齢者が避難所へ避難することは大変困難であり、事前にショートステイを勧める等、考え得る事態を想定しての対応も、今後勉強会等で話し合っていきたいと考えています。しかし、市内の要介護者等が一斉にショートステイを利用することは、非現実的で難しいことであり、老人福祉施設や老人保健施設とも、連携や協力が必要だと思っております。要介護者がショートステイを利用した際、一緒に住んでいる要介護認定を受けていない高齢の家族がいた場合に、要介護者のみがショートステイを利用し、要介護認定を受けていない高齢の家族は自宅に残るということが、今回あったようです。今後、施設でショートステイを利用した場合、その御家族も一緒に避難できるようなことが考えられるといいと思います。今回の大雨で課題がたくさん見つかったと考えております。地域包括支援センターと介護事業者等で、勉強会を開いて、話し合いをする機会をいただけないでしょうかと思っております。

事務局 : 防災無線の内容については、電話をかけることによって聞くことができるということの案内、周知について、御意見をいただいたことを防災課へ伝えながら、さらに周知を図っていきたくと考えています。これまでも様々な風水害の中で、全国的に様々な取り

組みや課題が出てきております。今回、防災意識について、改めて再認識された方も多数いらっしゃると思います。現在防災課で課題を集約しており、そのような声をいただきながら、取り組んでいきたいと思っております。

高齢者への情報ツールについては、生活支援体制整備事業の中で関係を作っていたり、民生委員の方が台風の後にすぐ回っていただいたという状況もあり、多くの方の御協力があって、高齢者が見守られたと思っております。

介護老人福祉施設とは災害の協定を結んでおります。介護が必要な方を受け入れていただいた場合、その費用を市が支払うという内容です。一般の方が避難することで混乱をきたす場合も考えられますし、どこまで受け入れが可能なのか、そのようなところについて皆様とも話し合いをしながら、取り組んでいけたらと考えています。

事務局：今回の台風で様々な課題が出てきて、現在我々も整理をしている状況です。皆様方がお感じになったことを、意見集約し、次に結びつける対策を取ることは有効かと思しますので、検討していきたいと思っております。

委員：青梅は施設が多いため、何か起きたら受け入れる場所がたくさんあるということで、恵まれている場所だと思います。そこで大切なのは連携であります。防災の場合、青梅市でもボランティアセンターが中心となっておりますので、本日出た話を、ぜひボランティアセンターにつないでいただくことが、効率良く対応できる方法だと思います。よろしく願いいたします。

会長：それでは、事務局から何かありますか。

事務局：本日の議事録については、作成後、各委員へ送付させていただきますので、御確認いただくようお願いいたします。

会長：本日は、長時間に渡り、熱心に御討議いただきありがとうございました。これで終了させていただきたいと思っております。事務局では、本日の論議を踏まえ、整理をよろしく願います。それでは、これにて散会といたします。ありがとうございました。